

日韓・在日連帯特別委員会ニュースレター

2018.11.14 発行

〒336-0017 さいたま市南区南浦和 1-2-4

巻頭言

「 出会いから和解へ 」

(使徒言行録 9章 1節～19節)

村田 悅

この箇所には、パウロがイエス様と出会った様子が記されています。パウロは、この出会いを通して、決定的に、その生き方を変えられていきました。「キリスト・イエスを知ることのあまりのすばらしさに、今では他の一切を損失とみています。」(フィリピ 3:8)と書き残すほど、キリストと出会ったことを喜んでいるわけですが、しかし、その出会いの様子を見ていく時、パウロにとってイエス様との出会いは、本当に良いものだったのだろうかと思わされます。なぜなら、パウロにとってイエス様との出会いは、自らの罪との出会いでもあったからです。

彼は、イエス様と出会いまで、熱心なユダヤ人でした。でもその熱心さは、パウロを「教会の迫害者」(フィリピ 3:6)にしていました。ダマスコに向かうこの時も、「主の弟子たちを脅迫し、殺そうと意気込んで」(使徒 9:1)いました。「男女を問わず縛り上げ、エルサレムに連行」(使徒 9:2)しようとしていました。それが正しいことだと、信じて疑いませんでした。きっと神様も喜んでくださっているはずだと思っていました。

そんなパウロが、復活のイエス様と出会いました。突然の天からの光。立っていることもできないほど強烈な光。そして、どこからともなく聞こえてくる声。この声にパウロは、「主よ、あなたはどなたですか」(5節)と応えています。声の主が誰かはわかっていないが、「主よ」と応えていることから、神的なものを感じていたということが伝わってきます。このパウロにイエス様は、「私はお前が迫害しているイエスである。」(5節)と応えられました。パウロはこの時、迫害している相手が、神であることを知ります。敵であり、悪の権化だと思っていた相手が、実は、神ご自身だった。どれほどのショックだったでしょう。

パウロは、この出会いを通して、自分が信じてきたものが壊されます。イエス様の弟子を迫害することは、正義でもなければ、神への奉仕でもない。単なる人殺しだった。神に対する反逆者は、自分自身だった。それはパウロにとって、とてつもなく痛い知らせだったでしょう。

このように、時に出会いには、痛みが伴います。私にも経験があります。神学生時代、ミッションスタディツアードでカンボジアに行ったときのこと。車で移動している時、人が山積みされたトラックが、何台も通り過ぎて行きました。気になったのでガイドさんに、「あのトラックはどこに行くのですか」と聞きました。するとガイドさんは、「彼らは、A会社の工場に行くのだよ」と言いました。私は、ドキッとしました。なぜなら、ちょうどその時、私が着て

いたのが A 会社のポロシャツだったからです。1,000 円以下で買ったシャツでした。もちろん、盗んだものではありません。正当な値段で買った、そう思っていました。しかし、トラックの光景を見たとき、とても、正当に手に入れたとは思えなくなりました。それは、私にとってとても痛い出会いでした。

日韓委員会主催の青年ツアーリに参加した時もそうです。ツアーリの中でソウルにあるタプコル公園に行きました。そこには 10 枚のレリーフがありました。レリーフには、学生たちに拳銃を突きつける人々の様子が刻まれていました。1919 年 3 月 1 日、日本からの朝鮮独立を宣言するという運動の様子を描いた絵でした。タプコル公園は、3・1 独立運動発祥の地だったので。なぜ絵の中に学生たちが刻まれているかというと、この運動が学生たちから始まった運動だったからです。武器も持たない無抵抗な学生たちに、拳銃を向ける人々。聞くと、この人々は、日本の憲兵だと言われました。それは、私にとって、非常に痛い知らせでした。なぜなら、私の祖父は、戦時中、満州で憲兵をしていたからです。大好きだったあの祖父が、満州で、同じことをしていたかもしれない。そう考えるだけで、胸が痛くなりました。祖父を養護したい気持ちが強く湧き上がってきました。でも祖父の死後、祖父本人が戦時中してしまったことを深く悔い、その罪意識に苦しんでいたことを聞き、認めざるを得ない気持ちになりました。

このような出会いは避けたいものだろうと思います。なぜなら、人は、正しい者でありたいという強い願望、あるいは正しい者であるという強い思い込みがあるからです。以前、息子がドラえもんを見ている時に、「ジャイアンは嫌いだ」と言ったことがあります。何故と聞くと、「だって悪いもん」と応えました。私は「でも、僕らにもジャイアンみたいなところが

あるんじゃない」と言うと、息子は涙を流しました。その時に改めて、自分の罪と出会うのは、ものすごくきついことなのだと、思わされました。

しかし、そんな痛い出会いを通して、パウロは、変えられていきました。そしてその結果、信じられないことが起こります。パウロは、イエス様の弟子であるアナニアと出会わされていくのです。殺そうと意気込んでいたパウロと、殺されるかもしれないと思えていたアナニア。出会ってはいけない二人でしたが、イエス様によって出会わされ、そして、共に働く、同労者になっていくのです。イエス様との出会いを経なければ、起こりえなかった出来事です。パウロにとってイエス様との出会いは、痛い出会いでした。でも、その痛い出会いを通してパウロは変えられ、かつて敵だった相手と、共に生きる道が開かれていったのです。「実に、キリストはわたしたちの平和であります。二つのものを一つにし、御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し…」(エフェソ 2:14) というみ言葉が思い出されます。

痛い出会いは恐ろしいし、自分の罪が示されるのは恐いものです。でも、そもそも私達は、イエス・キリストによって赦された罪人なのでということを思う時、前向きに出会いに向かって行くことができるよう思います。イエス様は、パウロが良い人間になったから伴われたのではありません。パウロが迫害者であったまさにその時も、共におられた。傷つけられながらもなお、共におられた。全ての人に対してもそうであると、聖書は教えています。痛い出会いは恐い。でも、そんな出会いによってパウロがアナニアと共に生きる者になっていったことを覚えながら、主の赦しと伴いを信じて、出会いに向かっていきたいと願います。

(むらた・えつ／大分キリスト教会、委員)

西南学院大学神学部 実践神学講義感想

2018年9月3日（月）～6日（木）、当委員会は西南学院神学部の「実践神学B」を担当し、在日韓国人問題研究所（RAIK）所長の佐藤信行さんに講師として立っていただきました。

平野健治

今年度の神学生たちは講義の2週間前に自主的に「韓国『慰安婦』問題スタディーツアー」を企画するなど、日韓問題に関心の高い神学生が多く参加しました。私自身ある程度の予備知識をもって臨んだつもりだったのですが、集中講義の内容は私たちの期待を大きく上回る、充実した内容でした。初めて知ったこと、初めて問われたことが多くある講義でした。

講義は大きく分けて3つ、一つは戦時中の日本帝国がとった朝鮮半島の植民地化政策と教会の加担について、二つ目は戦後に在日朝鮮人の人権がどのように差別的に扱わされてきたのかについて、三つめは現代の日本において多くの外国人に対して不足している権利（参政権など）や支援（教育や被災地支援）などについて学びました。

一番私の心を突き動かしたのは、現代の外国人被災者の問題についてです。移住女性を対象にした調査では東日本大震災以前に、津波という言葉を知っていた人86%。地震発生直後「高台に逃げて下さい」と言わざるも「タカダイ」という言葉を知らなかつた人36%。母国語で放射能の情報を求める人44%。外国人向けの防災計画は立てられていませんでした。日本には外国人を保護する法律は多くありません。その中でさらに災害が起これば、必要な権利を持たない外国人が一層、切迫した状況になりました。

この事から問われるは、私たちは外国人被災者を「弱者」として特別に支援すればよいのではなく、日本人市民と対等な関係にある住民ということを制度的に認めることが必要だと

いうことです。共に生きる者が、必要な権利を持つための法律が必要なのです。このように講義では日韓関係の枠に限らず、広く外国人の権利について学びました。

そして各コマごとに聖書を学び、私たちが取り組む問題がどのように聖書の使信と重なっているかを確認しあいながら学びました。たくさんの学びの機会をいただいたこと、感謝いたします。

（ひらの・けんじ/西南学院大学神学研究科2年）



講義風景

「フィールドワーク・公開講演 in 筑豊」報告

嶋田健治

日韓・在日連帯特別委員会のフィールドワークに参加させていただきました。私の生まれば、筑豊の直方で遠賀川や、筑豊の歴史は小学生の頃から教えてきました。運動会では地元の方々も交えて炭坑節を踊り、授業の一環で遠賀川の資料館に行きました。しかし、その学びで海外からの労働者がいたことは一度も聞いたことがありませんでした。今回フィールドワークに参加したことは、私にとって自分が学んできた筑豊炭鉱の本当の顔を見たような気分でした。自分が知っている歴史の中で無くされてきたものは、今回の様に沢山あるのだろうと思います。

今回の田川市・炭鉱博物館では、今まで見てきた資料や、地元の文化で親しみがある博物館でした。しかし、その中でたった一つだけ目に留まる展示がありました。それは、「戦争と中国・朝鮮の労働者」です。そこには、強制連行したことや、筑豊炭鉱で働いた33パーセントが朝鮮人であったことです。私たちには見えなくさせられている人のことを知った展示でした。

マタイによる福音書25章45節B「最も小さい者の一人にしなかったのは、わたししてくれなかつたことなのである。」歴史から消されそうになり、ほんの少しの情報しか展示されてない、中国・朝鮮からの労働者などを胸に留め、地元である筑豊で小さくされている人々を知りたいと考えさせられました。

(しまだ・けんじ／西南学院大学神学部3年)

「韓国人徴用犠牲者慰靈碑を訪れて」

西本詩生

私たちはこのツアーで最初に田川市石炭・歴史博物館を見学し、その後に韓国人徴用犠牲者慰靈碑を訪れました。博物館では、「日本の輝かしい産業革命を支えたエネルギー産業」として、炭鉱の歴史が展示されていたように思いました。韓国・朝鮮人徴用労働者などを伝える展示物が、限られた数しかなかったことが印象的でした。

博物館から徒歩五分程度のところに建てられている慰靈碑に向かう際、スタディツアーナーのガイドをしてくださった、在日大韓基督教会小倉教会牧師の朱文洪（チュ・ムンホン）牧師が深くため息をつきながら「心が重い」とつぶやいておられたことが非常に印象的でした。なぜなら、私はそのつぶやきを聞き、戸惑いを覚えたからです。ついさっきまで、同じ展示物を見てきたはずなのに、私の心はさほど重くなつていなかつたのです。そのような葛藤がジワジワと心の中で湧き上がつてくる中、慰靈碑を訪れ

ました。

慰靈碑では黙祷をし、朱文洪牧師が沖縄の平良修牧師による碑文に関する記事を紹介してくださいました。その記事は、沖縄の戦死者慰靈碑の碑文は、被害者の視点が欠けていて、戦争賛美になっていることを紹介していました。また、そのような美化された碑文は被害者を見えない存在とし、同時に私たちに「本当の自分」を見えなくさせているのだと語っていました。その場で戸惑いと葛藤を抱いていた私には、心に迫つてくる言葉として聞こえてきました。博物館で展示されていた歴史を見て、その歴史認識に対する批判的な思いを私は抱いたものの、被害者のお一人お一人の無念な思いや、とてつもない苦難が、私のこととして想起されることはなかつたのです。このことに気づいて、「本当の自分」に少し出会えたように思いました。そしてこの体験は、これから歩みのうえでも想像力と共感を促す出会いとなつたと思います。

このスタディツアーナーを支えてくださった皆さんに心より感謝いたします。

(にしもと・しなる／西南学院大学神学部4年)



韓国人徴用犠牲者慰靈碑

「地下にはまだ同胞が眠っているんです」

千葉仁志

JR日田彦山線の豊前川崎駅と西添田駅の中間あたり。古河大嶺炭鉱がそこにあったという。車を降りて未舗装の林道を登る。どれほど歩いたか。10分か15分かあるいはそれ以上か。も

う9月なのに、真夏のような暑さが思考を鈍らせる。道幅は小型車ならば通れそうだが、生い茂った草木が邪魔であろう。ここ数日雨は降っていないが、直径数十センチの水たまりがいくつもあり、カエルが沐浴している。雨が降った直後であれば、ぬかるみに足をとられ、目的地にはたどり着けないだろう。途中、在日朝鮮人たちの宿舎があったという拓けたところがある。もう建物はなく、ただ原っぱが広がるだけである。やがて私たちはひっそりとした墓地に着く。「日向家」と彫られた立派な墓石が数基並んでいる。昔はもっと鬱蒼としていたというが、日当たりが良い。その墓石の裏の林の中にも墓地があるという。林の入り口には石炭を掘る時に出たボタ石が、所狭しと並んでいる。そしてそこには「釈ミイの墓」「釈タロの墓」と彫られた墓が十数基並んでいる。ペットの墓だという。かつて「この下にはまだ同胞が眠っているのです」と発見者の芝竹夫氏に案内した金奇東氏は憤慨したという。奥へと進んでいくと立派な日本人の墓碑の間にボタ石が寄り添うように20基ほど並んでいる。一つ一つに小さな統一旗が立てられている。ボタ石は過酷な労働で亡くなった在日朝鮮人の墓石なのである。よく見ればそれ以外にもあちこちにたくさんのボタ石がある。ペットの墓でさえ名前が刻まれているのに、彼らの墓に名はない。私はあまりの悲しさに言葉がなかった。

(ちば・ひとし／西南学院大学神学部3年)



「外国人住民基本法制定に向けて」シンポジウム



日向墓地にて

「外国人住民基本法制定に向けて」シンポジウムに参加して

奥村 献

9月6日、大名クロスガーデンにて佐藤信行さん(在日韓国人問題研究所(RAIK)所長)、朱文洪(チュ・ムンホン)さん(在日大韓基督教会小倉教会 牧師)、杉山佳南子さん(日韓・在日連帯特別委員会 協力委員)の三人を発題者として表題のシンポジウム(日韓・在日連帯特別委員会 主催)が行われ、30名程の参加者と共に、在日外国人の方々の置かれている状況や歴史について学ぶ時を持った。佐藤信行先生は、近年増加する在日外国人と日本人との間に生まれたダブルの子供達の中にいる「日本語の指導が必要な子供達」の数(5~6万人)に対して、教師の数が足りていない現状、また東日本大震災発生時、被災地の農村・漁村に住んでいた日本人と結婚している中・韓・比の女性たちが行政の言語サポートがない混乱の中、グループを自分たちで形成し支え合った事などをお話し下さいました。朱文洪先生は、「自分自身も在日外国人の一人」として、在日外国人の国際人権条約に基づいた権利を求める「外国人住民基本法」は「福音」であるとし、中心と周辺のへだたりができやすい社会を乗り越えられるのは信仰であり、これは福音運動だとお話し下さいました。杉山佳南子さんは、

ご自身の韓国ミッションスタディーツアー参加の経験から、「共に生きる社会を目指している外国人住民基本法を阻止しているのは（関心を持たない）自分自身」であると気付かされたとお話しくださった。

このシンポジウムを受け「私たちの福音」とは何かを問われた。まず聖書から聞き、祈りつつ歴史に向き合い、在日外国人の方々の苦しみに向き合う事から始めていきたい。

（おくむら・ささぐ／西南学院大学神学部3年）



「外国人住民基本法制定に向けて」シンポジウム

「『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』改定案の骨子」に対する意見 -今こそ、包括的な移民政策を！-

2018年10月12日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で、来年4月からはじめられるとされる「『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律案」の骨子（以下「骨子」）が公表された。そこで示された案に対して、移住者の権利と尊厳の保障を求める立場から、以下意見を明らかにする。

1. 新たな「外国人材」の受入れについて

（1）「外国人材」ではない！

「成長戦略」を掲げる第二次安倍内閣の発足以降、「外国人材」という表現が政府内で用いられている。このことは、労働力を「商品」と

して捉え、その有用性のみを「活用」しようとする、現政権の姿勢を端的に表している。労働者・生活者としての権利を保障し、同じ社会で共に生きる「人間」として迎え入れるという大前提のもと、「外国人材」という用語の使用はやめるべきである。

（2）外国人労働者に家族帯同の権利の付与を！

骨子では、「深刻な労働力不足」に対応し、日本社会の「経済・社会基盤の持続可能性」に寄与するために、外国人労働者——すなわち「相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人」（在留資格「特定技能1号」）と「熟練した技能を要する業務に従事する外国人」（在留資格「特定技能2号」）——を新たに受け入れることが示されたが、前者の外国人労働者に対しては、家族の帯同が認められていない。最長5年間、家族が離れ離れる可能性があることは人道的に極めて問題であり、見直しを強く求める。

（3）技能実習制度の廃止を！

骨子では、技能実習制度において技能実習2号を修了した者が、新たな在留資格として設けられる、「特定技能1号」へ移行することが可能とされている。技能実習制度は、途上国への技能等を移転することを本来の目的としながら、実際には人手不足対策に利用され、さまざまな人権侵害を引き起こしてきた。「技能実習」から「特定技能」への移行は、現状追認であり、技能実習制度が「労働力補充システム」であることを認めたことを意味する。技能実習制度は、ただちに廃止されるべきである。

（4）雇用の調整弁として外国人労働者を利用すべきではない！

新たに受け入れる外国人労働者の雇用形態について、骨子では原則として直接雇用しながらも、分野の特性に応じて派遣形態も可能となっている。外国人雇用状況の届出（2017年10月）によれば、外国人労働者の21.4%が間接雇用であり、日本全体の3%程度と比較して間接

雇用比率が高くなつており、そのことが、外国人労働者の就労の不安定さの原因にもなつてゐる。したがつて、新制度における受入れは、直接雇用に限るべきである。

さらに、骨子では、人手不足の状況の変化等に応じて「分野別運用方針の見直し又は受入れ停止・中止の措置を講じる」ことが示されてゐる。これは、新たに受け入れる外国人労働者を雇用の調整弁として利用することを容認するものであるので、見直しを強く求める。

(5) 外国人労働者への「支援」は国や地方自治体が行うべき！

受入れ機関や登録支援機関に、新たに受け入れる外国人労働者に対する一次的な「支援」を担わせるべきではない。受入れ機関と登録支援機関の役割は、技能実習制度における企業単独型の実習実施者、及び団体監理型の監理団体のものに類似している。技能実習制度において見られたような「支援」の名を借りたブローカーの介在を許してはならない。そのためにも、「支援」は「支援」として国と地方自治体が行うべきである。

新たに受け入れる外国人労働者に対する「生活のための日本語習得の支援」についても、受入れ機関や登録支援機関にまかせるのではなく、国や自治体など公的機関が責任をもつて行うべきであり、そのためには必要な予算措置を講じるべきである。

(6) 悪質な紹介業者の介在を排除するしくみの構築を！

骨子では、「保証金等の徴収がないことを受入れの基準とする等の防止策を講ずる」とあるが、技能実習制度の経験が示唆するように、民間の送出し機関に頼つていては、悪質な紹介業者を実質的に排除することは不可能である。したがつて、新たな外国人労働者の権利を保障するためには、技能実習生や留学生の送出しと切り離し、公的な送出し機関と国レベルで契約することが求められる。

2. 法務省は司令塔的役割を果たすべきではない！

2018年6月15日に閣議決定された「骨太の方針」には、「外国人の受入れ環境の整備は法務省が総合的調整機能を持つ司令塔的役割を果たす」とあるが、骨子で示された法務省設置法の改定案では、法務省の任務は「出入国及び在留の公正な管理」とされている。そして、当該任務を担うことを目的として、法務省の外局として「出入国在留管理庁」が設置されることで、管理強化が進行することが懸念される。

外国人労働者の新たな受入れにあたっては、「管理」よりも「支援」や「共生」が優先されるべきであることから、「総合的調整機能を持つ司令塔的役割」は、既存の省庁においては「内閣府」が担うべきである。内閣府において対応が難しい場合は、専門的省庁が別途設置されるべきである。

外国人労働者とその家族は、すでにこの社会において、事業の担い手、産業の担い手、地域の担い手として活躍している。この事実を直視した移民政策こそが求められている。

外国人労働者の「受入れ」とは、「人間」の「受入れ」である。移住者とその家族をはじめ日本社会に生きるすべての人々が対等な立場で社会に参加し、主体的に議論することで、まつとうな移民政策を確立していくなければならない。そのためには、出入国管理及び難民認定法だけでは不十分であることは、少なくともこの30年間に引き起こされた外国人労働者とその家族の人権問題、労働問題等の事実から明らかである。これらを教訓とし、よりよい多民族・多文化共生社会に向けた、包括的な「移民基本法」と実質的な差別解消を担保する「差別禁止法」を制定することをあらためて提言する。

2018年10月25日

移住連・移住者と連帯する全国ネットワーク

からふるカフェ Season1 の4人のストーリーをまんが化!

からふるな仲間たち

外国にルーツを持つ人々とともに



価格 100円 + 送料

お問い合わせ・注文はマイノリティ宣教センターまで。

まんが ◆ みなみ ななみ

編集 ◆ 外国人住民基本法制定を求める全国キリスト教連絡協議会(外キ協)
日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会(NCC人権委員会)

マイノリティ宣教センター(CMIM)

デザイン ◆ 峯田敏幸

発行 ◆ マイノリティ宣教センター(CMIM)

〒169-0051 東京都新宿区西早稻田2-3-18 日本キリスト教会館52号室

TEL: 03-6228-0509 E-MAIL: info@cmim.jp

URL: <http://www.cmim.jp>

